

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

公共事業労務費調査への取り組みについて（お願い）

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、**公共事業労務費調査は**、翌年度の公共工事の積算に使用される労務単価（建設労働者の1日8時間あたりに行う作業の単価）を決定するために毎年実施されるもので、**公共工事の予定価格に直接影響する非常に重要な調査です。**

ご高承のとおり、本県における設計労務単価は、「普通作業員：全国45位」「特殊作業員：同44位」「一般運転手：同43位」等全国でもかなり安いものとなっております。

本県の設計労務単価が全国的にかなり低い原因の一つに、公共事業労務費調査への取り組みの違いがあるのではないかと考えられます。

設計労務単価は、就業規則の適切な改正、調査票の正しい記入等により、改善されますので、公共事業労務費調査の対象となった場合は、特に次の事項にご留意いただくようお願い申し上げます。

留 意 事 項

1. 職種を正しく分類する。

労務費調査では、職種とその作業内容は、独自に定められており、会社で使用している名称にとらわれず作業内容に見合った職種を選ぶ。

単価の安い職種の人を単価の高い職種として誤って計上すると、その職種の設計労務単価を下げる要因となる。

例：(鉄筋工)

相当な技能を有する鉄筋工以外の従業員は、当然、技能を有する方とは賃金格差があるものと思われるが、調査票に低い単価のまま、同じ鉄筋工と記入すると、鉄筋工の単価が下がるため、そのような方は、普通作業員とする。

2. 所定労働時間を正確に記入する。

所定労働時間とは、就業規則などで定める労働時間。法定労働時間は1日8時間となっており、休憩を差し引いた時間となる。

工事現場では、午前・午後に多くの休憩時間ととっていると思われるので、実際の労働時間が就業規則の所定労働時間と一致しているか点検し、必要に応じて就業規則等の見直しを行う。

設計労務単価は、1日8時間（法定労働時間）当たりの賃金として計算されるため、所定労働時間が8時間より短ければ単価はアップする。

設計労務単価＝（調査結果の労務単価÷所定労働時間）×8時間

例：1日当たりの支払賃金が15,000円の場合。

所定労働時間8時間

$(15,000 \div 8.0) \times 8.0 = 15,000$ 円

所定労働時間7時間の場合（午前・午後それぞれ30分ずつ休憩）

$(15,000 \div 7.0) \times 8.0 = 17,142$ 円

(14.3%アップ)

ただし、現在の就業規則において、所定労働時間を8時間としている場合、午前・午後それぞれ30分ずつの休憩時間を差し引いて所定労働時間を7時間とする場合は、就業規則に始業・終業・休憩時間を明確にし、労働基準監督署へ変更届けを提出することが必要。

3. 実物給与も記入する。

お金以外のものでも、賃金に相当するとみなされるものは、実物給与として調査票に記入する。実物給与は、「通勤費用」「食事の支給」「住宅の貸与」の3種類が基本。

調査の際には、これらの内訳がわかる資料（領収書等）を用意し、証明できるようにする。

例

* ジュースを1日、午前と午後に1本ずつ支給した場合

$150 \text{円} \times 2 \text{本} \times 22 \text{日（作業日）} = 6,600 \text{円（実物給与額）}$

1日当たりの支払賃金300円アップ

* 通勤に、燃料を支給した場合（片道15km、燃料10km／リットル）

$150 \text{円／リットル} \times 3 \text{リットル} \times 22 \text{日} = 9,900 \text{円（実物給与額）}$

1日当たりの支払賃金450円アップ

* 通勤用定期券を支給した場合（3ヶ月分：21,000円）

$21,000 \text{円} \div 3 \text{ヶ月} = 7,000 \text{円（実物給与額）}$

1日当たりの支払賃金320円アップ

* 食事の支給や住宅の貸与を行い、個人からも徴収した場合

1ヶ月あたり、食事の支給や住宅の貸与に実際にかかった費用を（電気・ガス・水道料金を含む）12万円、個人から徴収した金額3万円の場合

実物給与としてみなされる金額は

$(120,000 \text{円} \times 1 \div 3) - 30,000 \text{円} = 10,000 \text{円}$

（実物給与額）

1日当たりの支払賃金450円アップ